

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」の改定箇所について

「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」（改正 平成28年6月13日国土交通省告示第814号）の公布・施行を受け改定。

【6章 コンクリート工事】

- ・ 6.3.1(a)(1)表 6.3.1 「JIS R 5214 エコセメント」を追加。
- ・ 6.3.1(a)(3) 普通エコセメントの適用範囲を追加。
- ・ 6.3.1(b)(1)(i) ただし書きで規定していた再生骨材Hの適用範囲を削除。また、普通エコセメント及び再生骨材Hを同一のコンクリートに使用する場合は特記による旨を追加。
- ・ 6.3.1(b)(2) アルカリシリカ反応性による区分Bの再生骨材Hを使用する場合のただし書きを追加。
- ・ 6.3.2(1)(ii)表 6.3.2 普通エコセメントの構造体強度補正值(S)を追加。
- ・ 6.3.2(2)(ii)① 普通エコセメントを使用する場合の水セメント比を追加。
- ・ 6.3.2(2)(ii)② 再生骨材Hを使用する場合の水セメント比を追加。
- ・ 6.3.2(2)(ix)① 計画調合の試し練りの省略対象として普通エコセメント又は再生骨材Hを除く旨を追記。
- ・ 6.7.2 普通エコセメントを使用する場合の湿潤養生期間は特記による旨を追加。
- ・ 6.8.5(b)(1) 普通エコセメントを使用する場合の型枠存置期間は特記による旨を追加。
- ・ 6.9.2(b)表 6.9.1 普通エコセメントを使用する場合の塩化物量の試験方法を追加。